



平成 21 年度  
創造活動支援事業

募集要項



お問い合わせ

財団法人東京都歴史文化財団 東京芸術劇場  
事業企画課 事業係 創造活動支援事業担当

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-8-1

TEL : 03-5391-2111 URL : <http://www.geigeki.jp>

この事業は、東京都内で開催される舞台公演等の芸術文化活動に対し、その公演等の事業に要する創作場所の提供をするものです。

特に新しい舞台芸術のあり方を目指して努力している団体が、新作等の作品を作り、その発表の機会をより多く持てるよう、支援していきます。

平成 21 年度は「演劇、舞踊」を対象に募集を行います。

## 〔 要 項 〕

### 1 支援の対象となる団体

支援の対象となるのは、次の各号を満たしている団体です。

- ( 1 ) 舞台芸術作品の創造を主たる目的として活動していること。
- ( 2 ) 東京都内で継続的に活動している団体であること。
- ( 3 ) 計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること。
- ( 4 ) 創作場所の確保に困難をきたしていること。
- ( 5 ) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- ( 6 ) 申請時点で過去 3 回以上の公演実績があること。

国・地方公共団体の外郭団体は対象としません。

継続性を持たない実行委員会については対象としません。

### 2 支援の対象となる事業

上記 1 の団体が実施し、次の各号を満たしている事業を対象とします。

- ( 1 ) 東京都内で平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに開催される事業であること。
- ( 2 ) 広く一般都民に公開され、東京における芸術文化の創造に資する事業であること。
- ( 3 ) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。

原則として、1 公演につき実施回数は演劇が 4 回以上、舞踊が 2 回以上とします。

複数の公演から成るフェスティバル全体については対象としません。

他団体からの助成金や協賛金が決定している事業も対象とします。

### 3 支援を優先する事業

上記 2 のうち、次の各号に該当する事業を優先して支援します。

- ( 1 ) 創造性のある新作公演
- ( 2 ) 将来性を見込まれる若手団体による公演

#### 4 支援内容

上記2の事業の創造に要する創作場所の提供を行います。

創作場所の提供にあたっては、東京芸術劇場（東京都豊島区西池袋一丁目8番1号）における次の施設の使用料金を、下記の期間内で免除します。

一事業につき10日(30コマ)を上限とし、平成21年10月21日～平成22年1月17日の期間で使用可能日程から選択するものとします。(使用可能日は、「リハーサル室使用申請表(第3号様式)」でご確認ください。)

- ・ 中リハーサル室3

【10m×10m、フローリング、定員50名、小型グランドピアノ・指揮台あり】

午前(9時～12時)・午後(13時～17時)・夜間(18時～22時)の各区分を1コマとし、全日使用(9時～22時まで)の場合は3コマ分の使用とみなします。

施設の使用については、当劇場の規則を守っていただきます。

#### 5 申請の手続き

【申請方法】 必要書類をそろえ、平成21年5月25日(月)から6月12日(金)(消印有効)までに、下記申請先へご提出ください。

(原則として提出方法は配達記録郵便か宅配便のみ。持参不可。)

【申請先】 財団法人東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 事業企画課 事業係  
創造活動支援事業担当

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-8-1 TEL 03-5391-2111

【必要書類】 支援申請書(第1号様式)  
事業計画書(第2号様式)  
団体概要(第2号様式-2)  
リハーサル室使用申請表(第3号様式)

定款または団体規約

参考資料(例/チラシ・舞台評などの掲載記事・写真等)

～ は用紙内に収まるようご記入ください。どうしても収まりきらない場合のみ、別紙に作成したものを「参考資料」に添付することを認めます。

～ は返却しません。後日、記載内容について問い合わせる場合がありますので必ず写しを取り保管してください。

採否審査のため、申請書類及び添付書類を外部有識者等に提供することがあります。提供する際、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

個人情報の取り扱いについては、東京都歴史文化財団プライバシーポリシー(当財団ホームページ <http://www.rekibun.or.jp/privacy/index.html> にて掲載)をご参照ください。

提出書類に不備がある場合は、審査の対象外となりますのでご注意ください。

## 6 審査及び結果通知

提出書類に基づき審査を行います。(詳細は別紙「支援の申請から交付まで」をご覧ください。)  
採否の結果は、平成 21 年 7 月中旬頃郵送により通知します。採否理由についての問い合わせには原則として応じられません。

支援承認となった団体に対し、7月下旬に事務手続き等の説明を兼ねた面接を行います。

## 7 支援の条件

支援が決定した団体には、支援対象事業の実施に際して次のことをお願いします。

### (1) 協力名義の表示

チラシ・パンフレット等、公演に伴う印刷物に協力名義の表示をしていただきます。

「協力：東京芸術劇場(財団法人東京都歴史文化財団)」

なお、採否結果通知前に作成しなければならない印刷物については、表示の必要はありません。承認通知を受けた際、作成に間に合う印刷物に表示してください。

### (2) 支援対象事業の公演時、当劇場および当劇場が依頼する外部専門家により事業を確認させていただきます。

## 8 事業完了報告書の提出

支援対象事業の終了後2ヵ月以内、年度末の公演の場合は平成 22 年 4 月末までに、下記の書類をご提出いただきます。(各書類の様式は、支援承認通知後、支援が決定した団体へ配布します。)

【必要書類】 事業完了報告書(第 10 号様式)  
協力名義の表示のされた印刷物(公演チラシ、当日プログラム等)  
その他関係書類(掲載誌の写し等)

## 9 その他注意事項

支援の申請にあたっては、団体代表者の委任のもと、申請内容に責任を持ち、一連の事務を遂行できる方が担当を務めてください。

支援対象事業は、提出書類の内容に基づく審査により決定するものです。申請書記載の内容を支援決定後変更することは、原則として認められませんのでご注意ください。

## 支援の申請から事業完了まで

